

[県の施策への要求・要望事項]

平和

- 1、危険なオスプレイ機の千葉県下への飛来については、県民の生命・安全を守るために反対を表明すること。
- 2、航空機騒音の環境基準を超えている海上自衛隊下総航空基地について、騒音の低減を防衛省に強く要求すること。
- 3、戦争の惨禍を後世に伝えるため「戦争遺跡」の保存に努めること。
また、「戦争遺跡」の場所・内容等をパンフレット等の広報物により、広く県民に周知すること。
- 4、「非核平和千葉県宣言」に基づき、核廃絶に向けた行動を積極的に進めること。

農林水産

- 1、千葉県の食料自給率が28%（全国第34位・平成24年度のカロリーベース）であることから、自給率向上のため農地のフル活用に向けた効果的な施策を講ずること。
- 2、県産農産物の県内需要の拡大と生産農家の経営安定、所得確保のため具体的な助成措置を講ずること。また、中山間地域対策の振興と対策の充実を図ること。
- 3、千葉県農林水産業振興計画における各種事業の推進状況と課題を明らかにすること。
- 4、日本一の安心農林水産物「千葉ブランド」の確立に向けた施策の充実を図ること。なお、新作物・新品種の開発及び地場農産物の宣伝・販路拡大策について実情を明らかにすること。
- 5、森林の果たす役割を重視し、林業の担い手づくりを充実させるなど、林業対策を強化すること。なお、森林・林業担い手育成対策事業の推進状況と効果を明らかにすること。
- 6、沿岸・養殖漁業の振興、零細農民に対する支援、流通・加工対策を推進し、水産業の活性化を図るとともに、漁業への新規就業を促進すること。
なお、漁業の担い手確保・育成総合対策事業及び水産物販売流通消費総合対策事業の推進状況と効果を明らかにすること。
- 7、台風等自然災害により被害を受けた農業事業者への支援を充実・強化すること。

- 8、農林水産物を鳥獣被害から守る対策を強化すること。なお、野生鳥獣総合対策事業及びイノシシ等有害獣被害対策事業の推進状況と課題を明らかにすること。
- 9、兼業農家や集落機能を尊重し、多様な担い手による農林業の発展に向け、新規就農、集落営農、地域の農家を主体とした農業生産法人など多様な担い手の育成に十分な支援措置を講ずること。
- 10、TPP 交渉にあたっては、最低限の条件としての国会決議にある「農畜産物の5品目の死守」や食の安全確保などが守られないことが明らかであり、また、千葉県農業に大打撃を与えることが必至であることから、即時 TPP 枠組みから撤退するよう国に要請すること。

福祉

- 1、平成30年度からすべての市町村で実施することとされている在宅医療・介護連携推進事業が、予定通り実施できるよう市町村を支援すること。
- 2、介護保険料の引き上げの抑制（平均 2.27%引き下げ）が、介護職員の処遇改善を阻むこととならないよう努力すること。
- 3、特別養護老人ホーム入所待機者が多い我が県の深刻な事態を鑑み、入所希望者が全員入所できるよう施設整備の推進を加速すること。
- 4、すべての障がい者・児のニーズに応えられるよう、相談支援専門員を育成・拡充すること。
- 5、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づいて、貧困の世代間連鎖を断ち切る取り組みを推進すること。また、市町村の取り組みを支援すること。

教育

- 1、「ゆとりある教育」の推進に向け、国に働きかけるとともに、公立小・中学校全学年において、早期に35人以下学級を実現すること。また、高等学校においても30人以下学級を実現すること。
- 2、教育相談充実のため、すべての小・中学校・高等学校及び特別支援学校にスクールカウンセラーを配置すること。
- 3、いじめや不登校に対する相談員の養成・確保を行い、子どもサポートシステムを整備・充実

すること。

4、教員は原則として正規採用教諭とし、臨時任用講師を本人の希望があれば正規教諭として採用すること。臨時任用講師の雇用は突発的事由等に限定すること。また、現業職業務の民間委託をやめ、正規職員を採用すること。

5、障がい児・者の発達権、学習権を保証し、統合教育を進めること。そのための教育条件の整備を図ること。

6、障がい児・者の高校進学を可能とする条件を保証するための相談・アドバイス、支援員等の充実を図ること。

7、奨学金制度を拡充し、貸与額の引き上げ・貸与条件を緩和すること。また、就学援助基準の地域間格差をなくしその充実を図ること。

8、高校授業料の無償化を図ること。当面、「就学支援金」をすべての生徒が受給できるようにすること。

9、私学助成を充実し、保護者負担の公私間格差の是正に努めること。また、朝鮮学校への支援を復活すること。

10、選挙権年齢の引き下げに伴う学校教育や教員に対し、ことさら『政治的中立性』を強調し、教育行政が現場の教員を萎縮させないこと。

また、選挙時における「模擬投票」の実施など構内における政治活動の自由を拡充すること。

環境

1、循環型社会の形成のため自然との共生を図る施策を継続し、脱原発に向けた再生可能エネルギーの研究・開発を推進するため、補助金制度を充実すること。

2、県内の子ども・妊婦の健康を守るため「原発事故子ども被災者支援法」の理念に基づき、福島県外においても被ばくに対応した実効ある施策を国に求めること。

3、不法投棄された産業廃棄物の全面撤去に早急に取り組むこと。

4、残土条例を抜本的に見直し、あらゆる土砂類似埋立材を対象に含めるとともに、近隣住民の同意を条件とすること。なお、昨年度の回答では住民同意規定は「難しい」としているが、理由が不明確である。

- 5、臨海工場地帯の排水検査を徹底し、監視を強めること。また、違法排水に対する罰則強化を国に求めること。
- 6、環境省が高濃度放射性物質を含む焼却灰等を保管する指定廃棄物長期管理施設候補地として千葉市の火力発電所敷地を選定したことについては、地元自治体及び住民の意向を踏まえ撤回し、国及び東京電力の責任で解決するよう求めること。
- 7、県水道の原水の浄化に努めること。特に、高滝ダムの堆砂を撤去し、畜産団地からの排水の浄化を進め、高滝湖の水質を悪化させないこと。
- 8、上水を地下水に依存する地域も多いことから、農畜産業や工業等に起因する地下水の汚染対策を進め、水質保全に努めること。

労働

- 1、雇用の安定と創出のための内需重視への政策転換に力を入れ、介護・医療・環境・教育・農業などの「人への投資」「地域の活性化」策を積極的に進めること。
- 2、非正規労働者の正社員化を進めるとともに、最低賃金を時間給当たり 1,000 円以上へ引き上げるよう国に働きかけること。
- 3、若年者の就労支援体制の強化のために、学校・ハローワーク・ジョブカフェ・地域若者サポートステーションなど支援体制の質と量の向上を図り、若年者が良質な就労に就くことができるための環境を整備すること。
- 4、高年齢者雇用安定法に基づき、65 歳まで働き続けられるよう継続雇用制度など、労働環境整備の徹底を図ること。
- 5、障がい者雇用率の達成はもとより、障がい者雇用の促進を図るために県内の各事業所に働きかけること。
- 6、「公契約条例」を制定するとともに、市町村の取り組みとして広げるよう支援すること。
- 7、県における官製ワーキングプアをなくすために、「非正規公務員」の労賃の改善に努めるとともに、正職員化を進めること。
また、各市町村に対しても「非正規職員」の正職員化を積極的に働きかけること。
- 8、県における雇用・労働行政を強化するため、「千葉県労働相談センター」の組織と事業を拡

大すること。なお、「労働大学講座」の受講者数、属性を明らかにされたい。

- 9、労働法規を無視し労働者を使い捨てする「ブラック企業」が問題となっていることから、労働法規や労働三権の重要性に関する学校教育を充実すること。

交通

- 1、地域の足を確保するため、交通政策基本法を活かし、地域公共交通への支援を強化すること。
また、「千葉県内のJR路線の利便性向上を求める意見書」の実行に向け、JR 東日本に対し強く働きかけること。
- 2、改正道路交通法による自転車の運転ルールを徹底すること。

年金

年金制度について、下記の通り、改善を国に働きかけること。

- 1、現在の年金制度を改め、「基礎的暮らし年金」（一階建て部分／全額税方式／誰でも必ず8万1,840円）と「所得比例年金」（二階建て部分）を組み合わせた制度とすること。
- 2、年金支給開始年齢の引き上げは行わないこと。
- 3、全ての障がい者に障害年金が支給されるようにすること。
- 4、マクロ経済スライドによる給付切り下げや一律適用はやめること。
- 5、年金資金の運用について、株式、不動産やインフラ投資などリスクの高い運用への拡大は行わないこと。
- 6、公的年金制度の運営管理は、公的サービスの根幹であり、国が責任を持って行うこと。なお、ふたたび年金記録の流出が起こらないよう、情報管理を徹底すること。
- 7、信頼される年金事務所として、年金業務のアウトソーシングを止め、職員の質の向上が図れる職場体制を確立すること。
- 8、マイナンバーの社会保険分野への利用は行わないこと。